

先駆的産業技術研究開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、和歌山県新技術創出推進条例（平成21年和歌山県条例第77号）に基づき策定した第二次和歌山県産業技術基本計画（以下「基本計画」という。）を推進し、卓越した新技術の開発を促進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図り、活力あふれる本県経済を実現するため、民間企業等が取り組む研究開発事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業の内容)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、全国又は海外で今後高いニーズが見込まれる先駆的産業分野において、事業者並びに県立試験研究機関、大学及び高等研究機関等（以下「公設試等」という。）が保有する技術シーズを活用して、商品化に向けた技術を確立するための事業者単独の研究開発事業又は公設試等との共同による研究開発事業とし、特に基本計画に基づく次の分野について優先的に採択を行うものとする。ただし、同一の内容の研究開発について、国、県その他の公的機関から既に補助金等の交付又は支援を受けている事業については、この補助金の交付対象とならないものとする。

- (1) ロボット等加工・組立技術分野
- (2) 化学分野
- (3) 医療・福祉分野
- (4) バイオ・食品分野
- (5) エネルギー・環境分野
- (6) IT・ソフトウェア・情報技術分野
- (7) 農業・林業・水産業分野
- (8) 航空・宇宙分野

(補助事業の対象者)

第3条 補助事業の対象者は、和歌山県内に事業所を有し、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 補助事業の主たる実施場所が和歌山県内に所在すること。
- (2) 補助事業において自らが主体的に研究開発を行うこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助事業を適切に実施するために必要な経費であって、次表に掲げるものとする。

経費区分	経費内訳	内容
人件費	研究開発従事者人件費	研究開発に直接従事する研究者の給与・賃金
報償費	専門家謝金	講師、調査研究員等の外部専門家への謝金
旅費	専門家旅費	外部専門家への出張旅費
	旅費	研究開発に従事する研究者への出張旅費
需用費	消耗品費	研究開発に使用する消耗品類
	食料費	研究開発に関し外部専門家を招聘して実施する研究会での茶菓料（必要最小限であること）
	印刷製本費	本事業に係る報告書の印刷経費や試作品等の展示会出展に伴うパンフレット印刷料
	修繕費	本事業で購入した備品に係る費用
役務費	通信運搬費	郵送料・配送料（電話代・インターネット利用料は含まれない。）
	手数料	閲覧手数料、各種調査手数料等

委託料	委託料	調査・研究・試験分析委託料等
	外注加工費	機械工作等外部への製作加工委託料
使用料及び賃借料	使用料、賃借料	会場等使用料、研究用機器等の賃借料等
原材料費	物品購入費	研究開発における試作品等の原材料となる物品の購入費
備品購入費	備品購入費	研究開発に直接必要な備品の購入費
その他知事が必要と認める経費	その他経費	特許出願経費（特許庁に納付される特許出願手数料等を除く。）及び特に知事が必要と認めた経費等
消費税及び地方消費税		この表における支出に伴う消費税及び地方消費税で第9条第3項に定める額とする。

（補助事業の選定方法）

第5条 知事は、附属機関の設置等に関する条例に定める和歌山県産業技術高度化支援審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を経て、予算の範囲内で補助事業を選定するものとする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、3カ年を限度として実施するものとする。ただし、補助金の交付決定は当該年度に係る対象事業分について行う。

（補助率）

第7条 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金額の限度額）

第8条 補助金額の限度額は、補助事業1件当たり2,000万円とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則別記第1号様式による補助金申請書に次に掲げる書類を添え、知事に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

（1）補助金交付申請内訳書（別記第1号様式）

（2）補助申請者の概要（別記第2号様式）

（3）事業計画書（別記第3号様式）

（4）収支予算書（別記第4号様式）

（5）定款、商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書

（6）補助申請者の事業報告・決算書（直近2期分）

（7）その他知事が必要と認める書類

2 補助申請者のうち、法人にあってはその登記がされた日、個人にあっては所得税法（昭和22年法律第27号）の規定による開業届が受理された日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内の者（以下第19条において「創業5年以内の者」という。）で概算払いを希望するものは、前項各号に規定する書類に加え、概算払いを必要とする理由書（別記第4号の2様式）を提出しなければならない。

3 補助申請者は、前2項の補助金の交付を申請するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（補助金の交付決定等）

第10条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容について審査

を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。

（申請の取下げ）

第11条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定の通知を受けた日の翌日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

（補助事業遂行の義務）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業を行わなければならない。また補助金を他の用途へ使用してはならない。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、補助金交付決定内容（経費の配分）変更承認申請書（別記第5号様式）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項のただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費の10パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合
- (2) 第4条別表に掲げる経費区分の相互間におけるいずれか低い額の10パーセント以内の経費の配分の変更をする場合。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中間報告等）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業遂行状況報告書（別記第7号様式）を補助事業者に対して、提出させるものとする。

2 知事は、前項の報告に対し、審査委員会等により事業の遂行状況の審査を行い、当該事業の遂行状況が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに従ってその補助事業を遂行すべきことを当該補助事業者に命じることができる。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（立入検査等）

第16条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（補助事業の実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ）は、完了日から30日以内に、規則別記第2号様式により作成した実績報告書に収支決算書（別記第9号様式）その他知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の支払、請求)

第19条 補助事業者は、前条の額の確定を受けたのち、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、第10条の交付決定後に知事が必要と認める経費について概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(別記第11号様式)に別途指定する書類を添えて(創業5年以内の者の添付は除く。)知事に提出することができる。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第21条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 知事は、第18条に規定する事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、当該超える額の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞利息)

第22条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第12号様式)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 前項に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還についての返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

(事業成果の発表)

第24条 知事は補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果を発表することができる。

(補助事業の完了後状況報告)

第25条 補助事業者は、補助事業完了後5年間について、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る事業状況について、補助事業完了後状況報告書(別記第13号様式)に事業化状況報告書(別記第14号様式)その他知事が必要と認める書類を添え、

知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助対象者は、前項に係る報告の証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の経理等)

第26条 補助事業者は、当該補助事業に係る経理について収支の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収支についての証拠書類を整理し、当補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第27条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した1件当たり50万円以上の財産(以下「取得財産」という。)を補助事業完了後5年以内(法定耐用年数があるものは、この限りでない。)に、補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第15号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により、当該取得財産等が定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

- 3 補助事業者は、取得財産に係る台帳を備え、補助事業完了後5年間、保存しておかななければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る発明又は考案等について、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又は知的財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した知的財産権取得等届出書(別記16号様式)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第29条 知事は、第25条第1項の規定による報告書により、当該補助事業者に相当の収益が生じたと認められる場合、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補則)

第30条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 補助事業者は、補助金の交付等に関して知事から指示がある場合は、その指示に従わなくてはならない。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の様式により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。